

田代中学校校則

(趣旨)

第1条 心身の発達の過程にある田代中学校生徒に対して、学校教育目標の達成のため、また、学校が集団生活の場であることから社会規範を遵守しようとする意識の向上とその実践力を高めるため、田代中学校の利用規則として校則を定める。

(適用範囲)

第2条 この校則は、田代中学校に在籍する生徒に対して、原則として、学校管理下において適用する。

(運用規則の策定)

第3条 この田代中学校校則を本則とし、別途、次のように「運用規則」を定める。

2 「運用規則」は、①「生活のきまり」、②「自転車通学規定」、③「部活動に係る活動方針」④「図書館の利用」とする。

(学校管理下と学校管理外)

第4条 学校管理下のことについて校長が定める。また、学校管理外のことについては社会規範を守ろうとする意識の向上及び健全育成のため生徒及び保護者へのお願いとして規定する。ただし、学校管理外ではあっても広く学校生活に通じる部分と判断されることについては、健康かつ安全な生活が維持されるよう、「運用規則」①「生活のきまり」の中で、一部学校としての判断基準・推奨基準を示すものとする。

(課業日の登下校)

第5条 登校時刻は8時10分までに教室に入り、自分の席に座る。

2 遅刻は8時15分のチャイムの鳴り終わりまでに自席にいない生徒を記録する。

3 早退は課業の途中で下校する生徒を記録する。

4 下校は帰りの会終了後速やかに帰宅する。部活動や生徒会活動等を行う場合は、運用規則③「部活動に係る活動方針」で規定する下校時刻を守る。

(休業日等の登校)

第6条 部活動や生徒会活動等で課業日以外の日に学校に登校する際は、顧問等教職員の指示によるものとする。

(学校での服装と生活)

第7条 次の2～8に係る学校生活全般のことについて、別途、「運用規則」①「生活のきまり」を定める。

2 学校で過ごす服装として制服を定める。

3 保健体育等の授業、体育大会等の学校行事及び部活動等の活動においては、指定の体操服、ジャージ及び帽子を着用する。

4 制服以外の服装として、通学靴・上履きと靴下、防寒着・具の使用について

- 5 給食配膳時の当番の服装について
- 6 頭髪・眉等の容儀について
- 7 所持品について

原則として、教科書等の持ち運びは、重量があるため主にリュック型のスクールバッグで、体操服等は手提げ型のセカンドバッグ（いずれも学校指定のもの）を使用する。その他、学校生活、部活動、生徒会活動等で必要な用具等は、顧問等の教師に確認した上で所持する。学校に不要なものは持ってこない。

(通学方法)

- 第8条 規定を定め、徒歩以外に自転車通学ができるものとする。自転車通学の生徒は、安全確保の観点から生徒・保護者連名で校長に通学許可を届け出て、承認を受ける
- 2 自転車通学に関することについては、別途「運用規則」②「自転車通学規定」を定める。
 - 3 県の交通安全確保に関する条例に規定のある自転車保険加入の努力義務化を、学校は保護者に対して周知する。

(保健室、図書館等の利用)

- 第9条 保健室、図書館それぞれの利用のきまりについては、別途、運用規定④「図書館の利用」を定める。また、必要に応じてその他学校施設利用のきまりを定めるものとする。

(学校施設の破損)

- 第10条 生徒が学校施設備品等を破損させた際は、保護者に賠償を請求することがあるため、別途、「器物破損の処理規則」を定める。

(部活動)

- 第11条 部活動運営に関しては、別途、「運用規則」③「部活動に係る活動方針」を定める。

(社会情勢への適応)

- 第12条 本則及び運用規則は毎年度見直すよう努める。

附則 令和5年4月1日施行
令和5年8月24日HP公開